



編集発行

|(株)ハンズホールディングス

〒860-0811 熊本県熊本市中央区本荘

6丁目8-7 TEL. 096(375)4340 FAX. 096(375)4341

もみじ

◆ 11月の税務と労務

- 国 税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請
 - 11月15日
- 国 税/所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間 申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税/3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回 の場合) 11月30日

地方税/個人事業税第2期分の納付

都道府県の条例で定める日

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

	一月一	一火一	水一	- *-	金	-
	•	٠	1	2	3	4
				9		
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	٠	

※税を考える週間 11月11日~11月17日



災害に対応する「セーフティネット保証4号」 台風や地震等の自然災害により、売上減少等の影響を受けている中小事業者の資金繰り支援として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度。国から災害地指定等され、一定要件を満たした場合に適用されます。本年7月の大雨では大仙市や秋田市等が地域指定されました。

め

ス ①リスクの確認

· ②測定 ③処理技術の選択

• ④実施

* ⑤統制

様 を行っていますが を提供し、 います。 マなリスク を活用して商品 」を主とした各 念は、一 ヒト (D) 益を生み出 上 一モ に 品やサージを種の名 成り立 その活動 Ī ーカネ す活 の経 -ビス 9 ては動 営

(1)

純

粋リスク…損

失の

み

É

発

牛

など今までにな技術面でのリスに加え、ITの英 をとり に突入しています。 策も考えなくては 「カネ」などにかかわるリスク 古くからある ッまく厳 費者 リスク対 リスクが最 、ます。 心しい経 b, なか からはより一 普 ヒト 及による情 *ったリス が ならな 生き 済情 今後 求 近 」「モノ」

> きて け まざまな危 クマネジメント 理 で 運営方法、 は 、ます。 なく、 険 を最 企 がす 業 なか限れる 重要とな ち、 13 13 に抑える って IJ ス

★リスクとは

という意味があります。さらに、こるかもしれない不確実な事象」生の可能性」あるいは「今後起いう現象だけでなく、「損失発 こ の 二つに分類されます。 1) リスクは大きく分けて次 スクとは、 単に 危 「損失発 0

さ F、自動車事故、 たとえば、災害 せるリスク らなど。 害、 労働 地 災 震 水

②投機的リスク…和病気、テロなど。 商 フ 失を発生させるリス・投機的リスク…利益 品開 レ、デフレ、 たとえば、 発など。 ン、法律改立 為替変動、 でるリスク ま 正 た イ は 新 ン 損

★リスクマネジメント

原ハ ス ヘクを ザー 因 1) スクマネジメントとは、 組織的にマネジメントし、 F 損失などを回避も (危害の発生源 • 発生 IJ

> す。 りの 度)、起こった場合の い事故が起こりそうかされたリスクに対して プ (4) を選択します。 損 口 実 2 失規模) を測 施 方法があるとい そ セスで進 測 **5** 定 し n ます ļ 5 (3) 統 め 制 処 低 一般的には二層の定して処理技術 られ ع 理 いう五 ij を してどの わ的 予想 ます ス図 術 れに · 発 ク 0) る 0 段 7 損 い二技失無人という。 確階択 11 口 \downarrow 認 0

> > クを

軽

減

べきま

す

などでリ 現場責任

Ź

者

水 リスクそのものを変えることを リスクそのものを変えることを いい、次の五つの手法がき… れます。 1 リスクコント ルル

災害、 自てばリ 体い、ス さ回せ避 リスクをなくすことが がけて、 避:: スクをゼ いるとした場 年に を な 宴会 やめること 初 11 させる企業も 8 ロにする。または生じ から しもの場 で 回 員 0) 社 **合、** 旅 食 ij 員 で、 旅 行 中 ス を二 社員: クを 合 毒 行 じ たとえ できま など 事 を 7 ŋ IJ 回 故旅 行 生 61 のや行 る スに 9

です。 の教 失制 0 育 や避 たとえば、 御 模 難 を 小失 訓 さくすること 0)

えて保有台数をる。たとえば、 ます。 ヤー とに 危険 結合…損 よっ 0) 単 位 IJ 、スク予 ての数 失にさらさ 数 加さ の能 ク や 放障に マ L 力を高め れ たり ネージ せるこ 7 11 備 る

分離… をより 人·物 えば、 て地 させます。 ッ プを避 震 工場 など 細分化すること。 損 • 活 失に けの などを複 動 けてリスクを分散の災害時の完全スなどを複数建設し化すること。たと などの さら ર્ક 危 n 険 7 単位 W

や契約から発生す てリス リ] 移転…損 又は や活動を他 負 ス やレ から わないようにすること クを移転させること。 制限させる条項 失に いことにより、 ンタル 発生する責 さら 0) 個 など自 または ર્ક 人 P n べによっ 八任を免 法 て リス 法人にいる 11

発

生

頻

度

ŋ ませ ハクによ ス IJ リスクのでは損失を見 ん。 の発生そのものなってもたらされる イナンシングとは、 イナンシン なをいる経

つ他移倒有は理会貯 自保 ら、いざい 有… 金をしていると思いますが、、いざという時に備えて預ら負担する。家庭において有…リスクの財務的影響を が、損失のります。 破産やの発生が保

企で す に備えるのが一般的担させる。保険に入スクの財務的影響を

ス財 産上のリスクや賠償責任のリます。火災や盗難などにより社が倒産してしまうという経び、社長等の死亡などによりば、社長等の死亡などによりは、前のでは、がしている。 りま

化み前 方法 事業選 けの れ活 ば性あ な化る h · 13 ま安は

> 切期 せ 間 を定 慣が必要です。となどとので変にあて実施して実施してまた。 干期ごとに見志心することがよっ 直 大

保険設計 の見 直 しが 重

こうしたさまざまなリスクから会社を守るため、最も確実ないとだし、適切なリスクマネジメただし、適切なリスクマネジメントのためには、会社にとって、新たに必要とする保険は無いか、または不必要な保険は無いか、または不必要な保険は無いか、または不必要な保険はあるか、または不必要な保険はあるか、または不必要な保険はあるか、または不必要な保険は無いかという。

リスク対策を組み合わせて保険あります。そこで、二重三重に転可能なリスクをすべて保険で転可能なリスクをすべて保険でもがらお金がかることであり、移がらお金がかることであり、移 設リ 設計を行 対 います。

軽合、 スク ① 耐震設 と ② を組みで、地震保証の 合険充を想 一額 を 合

> さう。 適配分を考える必要があるで クを明らかにして、コストの最 と評価を行い、優先すべきリス と評価を行い、ののでである。 ょ 適ク と 前 す う の場合 ₹検設計で、リスク合などが挙げられま, ハク保 ます 有 , 0

要 3 があ さら ン グも ŋ ます に険 険握の 金し 支 かはて 行 保ら た た態り保 原おの g しりもが険支 てス想悪金払 く必 則

まですが、 事ですが、 事ですが、 社るの出 IJ ス けべ け捨てでもいいて、まずはそれ以外があると、会社はかかると、会社はかかると、会社はない。 すべ き ま ず。

ことが 険がる検そ に入 る険に 大切 る ス るという順気の合に節税な 流入し、 のリッ を軽減 です リ軽 ス減 ク 序 を す 主れを で で検討するとした保 でカガ 1 応 す

また、昨今では中小企業の海外展開が加速傾向にありますが、外展開が加速傾向にありますが、 実再編(事業の縮小・撤退、第 業用編(事業の縮小・撤退、第 三国への移転等)に取り組むケースも増加しています。中小企業の海外での事業再編 取り組んだ中小企業の事例を収 な行うに際して留意すべき事項、 中小企業の海外事業再編動向に ついて取りまとめ、二〇一五年 一方に公表しています。 中小企業の海外事業の再編 を行うに際して留意すべき事項、 中小企業の海外事業の再編 を行うに際して留意すべき事項、 中小企業の海外事業の再編 を行うに際して出意すべき事項、 中小企業の海外事業の再編 を行うに際しています。 中小企業の再編 を行うに際しています。 中小企業の再編 を行うに際しています。 中小企業の再編 のリスク事象を調査し、対処方 はを検討する必要があります。

ス 中足 ク小 マ 企 業基 ジ メ 整備、足が ント 月 機独 マ

後N済 S A ?

年

表置力 自 してみます。 己チェックしてみることが大優先すべきものから各個人がのようになっています。(資産形成)への主な支援措 優 0) 0) のようにな 現状は、 真産形成) 備 以下、 え等に ポ 対 スページの図 の主な支援措 の主な自助努 イント を整

①はにも 間 優 あ 佐まする りますが、 いあ めりませ X ヘリット 将 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が の 点 か に ア ん。 から第一次から第一 ること

に対し、公的年金は終身年金限定で受け取るのが原則なのとえば十年というように期間の 民間の個人年金保険は、た 破関 ます。 (たんしない限り、制度は)が取り仕切っており、国日本年金機構という公的 女生き す んばする 度は続い、国が ほ金の間た

> か L 対 つする け 5 返 戻れ 率 ま がす

- ④ 公的年金加入時に事故に遭 公的年金加入時に事故に遭 (3) を全額で 得になっています。個人年金保険に比べ 担している上、 年金は、 所得控除できる 支払った金額 半分を国が負 比べ てか 0 なり で、
- の給付額は、四十年支払ってに自分が亡くなった場合で年金が支給されます。年金が支給されます。 はいますの の給付額は、国民年金(基礎年金の要件に該当すれば、遺 ができます。 いる間 で 遺 族

ことが 老後 ますので、 額の で 資金 には 七八に国民 要となっ は不足すると思われ八万円程度のため、 限度を付. てきます 加する 公って満 金 n

企 業年金

確定拠出年金 (D 入 っていると、 社主導で確定給付企業年金、 老後の年 C) に入って 中金が厚亜基金に

> 二十九年一月一 ょ 二十九年一月一日施行)。そできることとされました(平 については、 共済加 年 全額所得控除できます。 7 0) 入者、 きま す。 個人型D 第三号 加 出 年金 入者、 な お こへ加入 5被保険者で、公務員で、公務員 改 平 成 成

Ш 職金共済

優れた人! 優れた人! 着率を向上させるため (1) 掛金は全 を向上させるために効果的業員の意欲を引き出し、定感・より良い雇用の仕組みた人材の確保や、将来への金は全額会社負担ですが、 てい 、ます。

規模

役員等に ます。 業員 等が数 退 職 が 業

(1) きな節 掛 IJ 金 ッ は、 税 1 が は、次のとおりです。 できる。 全額所得控除で大

2 分割 べ、 共済 金 併 金 用 一の受け取りは、一 0) 補完としても使え の三タイプから選 括

> 公的年金 個人型 DC NISA

(3) います。 括受取 なり、 税制は、 上 優 退 退職が れて祝得扱

(4) な事業資の 0 金の借入いた緊急時 れに は、 b 可 能 低 で利

得控除 ています。 (1) が(2)でと とも き、 全額 税制 損 明上優遇され日金算入や所

IV 投資 • 貯 促

 財形住宅 己負担ですが、 後資金の上積みを図るには、 J III一を優先して、 次 0) ようなも さらに 自老 0

財形住宅・ 金 貯

貯 (蓄」を合わせて貯蓄残高 財形住宅貯蓄」と「 利子等に 財 (高五五 新年金

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)

	正規雇用労働者 (大企業役員・ 従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・ 従業員)	非正規雇用 労働者	自営業主(雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、 士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者 の無就業配偶者)			
!	NISA(上場株式等)								
' ¦Ⅳ '投資・	個人年金(保険)								
¦貯蓄促進 '	障害者等マル優等(預貯金、公債等)								
 - -		蓄(預貯金、保険等) 業員のみ	企業がし						
`□ 'Ⅲ '退職金共済 `		小規模 中小企業 企業共済 退職金共済 ※役員のみ ※従業員のみ	- // 辛る字佐 -	小規模企	 }業共済 				
, I I I I I 企業年金等	DB 及び企業型 DC は、企業が任意で実施。厚生年金 被保険者のうち企業年金加入者の割合は、4 割弱。								
	企業刑 /個 刑確定拠出任全								
: `		/個人型 DC)	個人	個人型 DC					
,	厚生	 - - - -							
	基礎年金								
`									

7

る

など一

定の要件を満

た

る

い ② 者

遺や

族 障

年害

金や寡婦年金ないの交付を受けているる個人で、

でいるで、

(3) すけ者い身 個 公人個 金

あ置いどを貯 、タイプと取り崩す、を受けるもので、 を受けるもので 券会社などで取り の原 蓄貯個 資 蓄 型 人 とは型が的年 L 預 と任年金年 **热**.間、 では は は き な の て、 年十た元大しを年金と 元本を据えて大別され、 元 扱 信 すタ しを年 託 ま 補 金 9 て銀イ うのた一 す 0 い行プ が めつ ま

です

のること

から、

資

額

設しに るの円長上課に が、 年間は 利度で 非投まで 非投まで あが年 つみないです。 す 課資 たてNI にくか か税上 期限 間額 最はは Iっ積 ISA」が創た点を改正の投資 大投 () 二万 〇円 ま散は年で

(4) さ保夫身 保扱銀会 れ証婦年年険い行社 Nま期年金金に、、、 ず。 間 額A害 保 金全険 ま保労会 険 済 社 などに分類 と変額になどがた 終身年金 が年金・ 年取ち ŋ

S A つみたてNI S

さ

ま

体国税れ算

害者手にた所

・ます。 の税等

一時にとさ

金年帳のい次得

で、

て

| 書者等

は徴乗

%

方 興

出地復に、

及の利

子預

は貯

としてその

支払

方債

など

び際

万税五%) 乗特別所得 原則とし

一得二の税五

_ %

非収じ五税いの

が源泉徴れる。(所得

(2) か

か

が

で五額制に設ま 譲の 譲渡益や配当等が ○五年間、投資総 ○五年間、投資総 ○五年で、 ○万円 度 た N は、 Ι 金 S 融 A 商 がや総円 밂 が非課税とない。 (少額投資非問の投資 年間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資 手間の投資

0 5 ---- 11月号

保

険

型

は、

とし

7

生

命

保

険

択な

滅お、

従

来

0)

N I

S

Α

ح

用

とな

ŋ 型

)ます。

す

0)

ッ な

が

受け 長期

5 •

れ分

メ田

リと

ŋ, 1



れます。 改正 業紹介等 平い 不紹介等の 法が公布され、順次施行さ·成二十九年三月三十一日に られた法律です。の基本的な枠組み は、 労働者 な枠組みに 0

げていくこととします。以降に施行されるものを 、降に施行されるものを取 今 回 は、 に平 -成三十 车 6 - 上月

改正概要

① ハローワークでのため次のことが実能強化及び求人情報 n 業者等の全ての求人を対象に、 返 です求 次のことが実施されます。 いことを可能とする。 0) 労働関係法令違反を繰 人者等の 報等の適正化 求人を受理 介の機

> る。 業者 ハ 口 1 関 ワ 以する ĺ ク でも 報 を職 提供紹 す 介

また、 人申込みを罰 備する。 求人者に 0 · (従 崱 にわない! の対象とする。 て、 0 場合 が規定を 偽 0) は 求

督の規定を整備する。針で定めるとともに、指等のために講ずべき措置 について、募集情報の 情報サイト、求人情報 ・ 募集情報等提供事業 した条件と異 用 用時の条件があらかじめ示求人者・募集者について、 なる場合等に、 0 報業 指導 監 指導 監 指 誌等 家 Ĺ

ことを義 そ 0) 内 容を求職者に 務付 け る。 明示 する

【施行日】

2 ①…公布 十 一 日) 4 6 :)から三年は、(平成二十 平 -成三十 一十以内 - 以内 年 $\dot{\Xi}$ 月 月

3 : 平成二十 九 年 四 月 _ \mathbf{H}

平成三十年 月 施 行

様 化する中、 職 業紹介事業 職業紹介事業者の情 求職者と求人者に ^{来のサービスが多} 事業者の情報提供

介事

業者に紹介実績

!供を義務付ける。

る情報 付 上 業者 けられ る サイ 適 0) 対 えるよう、 切 トへの れして紹 (インター 介実績: 掲載等) 等に 業 が ネ 紹 *義務 ・ツト 関 す

一てす(一部抜粋)。 一ではる就職者の数および就職者の数および就職者の数および就職者の数および就職者の数および就職者の数および就職者の数および就職 雇労職介

(2) ら六か月を経過した職した者および就職 期 六か月を経過した後 離 無 職 期 を除きます) 者 雇 有の数(解 用就職者の の数 雇 0) た後に離職 促した日か うち、 早

4 3 手数者

収すべき手数料の全部ま場合に、紹介先の雇用主場合に、紹介先の雇用主 部を返戻する制度等をい 場合に、紹介先の雇用主から徴 返戻金制度とは、紹介により 返戻金制度に関する事項 3 手数料に関する事項 労働 条件の 前示 または一 e V ・ます。

紹介事業者お 紹介事業者お よび求人 れて 小等の際 います。 八者がす、職に、職の て触 れ こべ業 ま

な職 紹 者 介の 事選

ます す

お 従事すべき業務の内容等を明示等と最初に接触する時点までに限り速やかに明示しなければななど一定の労働条件を、可能ななど一定の労働条件を、可能な 業務 0) 求 内 職 は者に対 容 及 事 び 賃 金、 お示

労働時

間 ŧ

事び

す 求

ベ 人

内容としない す。 することとされます。 の内容等は、明示す いこととされ は、虚偽又は誇大な示する従事すべき業 7 e V ま

(2) 書面明示事 (1) (1) (2) 書面明示事 保険 ることとされています。 付等により求職者に対し 0) により求職者に対し明示すの適用)について、書面交間、賃金、社会保険や労働、契約期間、就業場所、労 へ(例えいでは、 事 項 え 0) 追 働 業務 条件 労のの

して次のものが追加されました。 試用 書面 期間に関する事 交付等による明示事 項 ,頂と

項の労氏働 者を 名または名称に関する事 者を雇用しようとする者 派 遣労働者とし て雇

11月号 —

用 ようとする場合 そ 0)

金に 関 す Ź 眀

され 裁量労働制 ました。 によ り 一 定 労働 合時

て、

いのもの

が

*明示事で

項針

気に追れてお

安定

し 間労働したものとみなす場合間労働したものとみなす場合は、その旨。

固定残業代(一定時間分の割固定残業代の算定基礎として設定する労働時間数、固定残業代の算定基礎として設定する労働時間数、固定残業代を除外した基本給の割りの。 間 額 定 することも明示。

未務内容の明示は貝を有する場合、 終了終 労働契約が試 き業務の内容な当該試用期間に き業務の内容を明という。との人名では、当該試用期間中に後に従事すべき業務の明示は、当該試用の明示は、当該試用の明示は、当該試用の明示は、当該試用の性を対象が試用期間の性

労は、働、 (4) 条労働いのい 変 この明約、ずれ の契約れ の、ずれ削 ず 示 0) か **小をすることが義の締結前に新たなかに該当する場合** の締結前 8当する場合加の明示

務 づ

労 働条件を提 初の明示と「異なる内容

0)

初本 - 給二八万円 基本給三〇万円 基

(2)

例基本含された労働条件を提示された労働条件を提示 「削除」 当 万円 → 基本給二八万円 基本給二五万円から三○ の明示の「範囲 明示した労働条件 内で特定 働条件を配二八万円 示する。

万円のみとする。 当三万円 → 基本給二五万円 * 基本 五万円、 本 ^平給二五

」する。

例 働 当 **|条件を「新たに追加」する。** 一初に明示していなかった労 万円。 本給二五万円、営業手当三 基本給二五万円 ļ

求人者に対する指導、 罰 則

指厚 こととされ 厚生労働大臣が求人者に対して要があると認められる場合は、職業安定法の施行にあたり必① 指導・助言・改善命令等 八者に対い また、 助 べし、厚生労働大臣によっのルールに反している求った。 言をすることができる ました。 に対して めたり必

き

こととされました。 旨を公表することができる

については、六か月以下のう者に求人の申込みを行っ職業安定所または職業紹介 (四) せ ま られることとなります。たは三〇万円以下の罰金 条件 を 以下月 提 示 の罰金に L て、 公共

のものが追加されました 職業紹介事業者の責務四 その他 た。 、務等に 次

っをはつの職関、 場つ、業 ② 上 る ① の 上に努め ること。

か限のに により就 ない労働 業紹期 年間、転職の勧奨を行っに対し、当該就職した者に対し、当該就職した者に就職した者に関間の定め紹介事業者は、その紹介期離職等に関する事項

でき、従わなかったときは、「正措置または勧告をするこ てはなら

の則 の 罰金に処 での懲役 でのき行った者

Ξ

④ 許可の有効期間更新の申請が追加されました。 して、過去五年以内に職業紹介 (3) 業紹介責任者 業紹介 業紹介責任者 事 事業者が選任 責任者の選任 の選任基準と

する

請書を提出 が満了するの が満了するの れてい とされ 期有間料 有期料限許 ます。 二十九年十月 ました。 更職 新は、新紹へ よした。なお、 までに、許可の たり施 、この改正 行さ

求人の不受理に関 する改正

就職後のトラブルの未然防止 を図るため、ハローワークや職 業紹介事業者等で、一定の労働 関係法令に違反する求人者や暴 内団員等による求人を受理しな いことが可能とされます。 二十九年三月三十一日)から三

したので、 ·以内に施 行することとされ 0 動 向 注 ŧ

~インフルエンザ~

11月になり、今年もそろそろインフル エンザの流行する季節が近づいて来まし た。インフルエンザにかからないようにす るためにはどうすればいいのでしょうか。

① 流行前のワクチン接種

感染後に発症する可能性を低減させる効 果があり、また、発症した場合の重症化防 止に有効とされます。ワクチン接種の効果 が出るまでに約2週間程かかり、日本での 流行のピークが例年1月~2月であるた め、12月中旬までにワクチン接種を終え ることが望ましいとされます。

② 飛沫感染対策としての咳エチケット

- ・咳やくしゃみが出る時は、なるべくマス クをしましょう。
- ・とっさの場合も腕の内側やハンカチ等で 口と鼻を覆い、顔を他の人に向けないよ うにしましょう。
- ・手のひらで咳やくしゃみを受けた場合は

のりく

- かステンラ程の厚さ

む

き

アンレス

玉の

すぐに手を洗いましょう。

③ 外出後の手洗い等

流水・石鹸による物理的なウイルスの除 去、またアルコール製剤による消毒も効果 があります。

④ 適度な湿度の保持

乾燥により、気道粘膜の防御機能が低下 します。加湿器等を使って適切な湿度(50 ~60%)を保ちましょう。

⑤ 十分な休養・バランスのとれた栄養摂 取

体の抵抗力を高めるために、日頃から心 掛けましょう。

⑥ 人ごみや繁華街への外出を控える

特にご高齢の方や疲労気味の方等は、な るべく控えましょう。やむを得ない場合も、 極力短時間で済ませましょう。

(厚生労働省HPより抜粋)

予防による効果は絶対ではありませんが、 自分にできることはきちんとして、周りの 人共々元気に冬を乗り切りましょう。

Ŋ ヤ

りた。 旬 ナ 少しっ 「紅玉」が加わいさく、美しいいさく、美しいよっ酸味が強くであれている。 最適とされている。酸味が強くない。 はせんか?

いわり

生

紅色 1)

量の砂糖をまぶし、おいます。その後、あくを除きす。その後、あくを除きす。その後、あくを除きもきれいなピンク色になもきれいなピンク色にならを除き、お好きな具合た保存瓶に移りた保存瓶に移りまったら、熱い内に煮油を保存瓶に移ります。その砂糖をまぶし、おい い は た 。 お 保 きな具合に煮 おいたな の砂糖のは煮沸消毒 なり 小きな り、 え て ま ます。とて いが る

ジャ

 \mathcal{L}

ます。

お

~文化の日~

11月3日は文化の日。1946年11月3 日に日本国憲法が公布されたことを記念 し、「自由と平和を愛し、文化をすすめる日」 として制定された国民の祝日です。

各地で様々なイベントが催され、文化勲 章の授章式もこの日に行われます。お子さ んの学校の文化祭がこの頃行われるという 方も多いでしょう。

博物館や美術館、またはお城などの各種 施設でも、この日を中心に入場料を無料に するところも数多くあります。

また、「街角コンサート」のような音楽 イベントも最近ではよく見かけるようにな りました。街の様々なところで小さなコン サートが開かれ、気軽に音楽を楽しむこと ができます。

皆さんのお住まいの辺りでは、今年はど んなイベントが開催されるでしょうか?少 しお調べになってみると、何か素敵な催し に出合えるかもしれませんね。